

パートナーシップ制度の宣誓等により利用可能な公的制度

※検討中の内容です

NO.	制度	制度の内容	担当課
1	予防接種等の償還払い申請	予防接種、妊婦健診、新生児聴覚検査、がん検診の償還払手続きは配偶者等と同様に代理申請として適用	健康推進課
2	予防接種履歴照会	配偶者等と同様に代理申請として適用	健康推進課
3	出産応援ギフトの申請(母子健康手帳の交付)	パートナーが出産応援ギフトの申請を行う場合はパートナーシップ宣誓の確認が必要 本人以外が母子手帳の申請をする場合は委任状が必要(今も同様)	健康推進課
4	災害見舞金	配偶者と同様として支給対象とする(法令適用部分を除く)	高齢福祉課
5	放課後児童クラブ	申請者として保護者の概念に適用	子育て支援課
6	市営住宅への入居	申込み、同居承認の手続きにおいて親族とみなす	市営住宅課
7	就学援助の申請	保護者として申請可能	学校教育課
8	就学相談	監護者の同意があればパートナーの子の保護者として利用申込み可能	学校教育課
9	搬送証明書の交付・搬送に関する問い合わせ	回答可能対象者として適用(要領改正が必要)	消防